

特定非営利活動法人RASA－Japan定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人RASA－Japanという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市天白区中平二丁目 2627 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育を受ける環境や就学の機会に恵まれない子ども達に係る問題の改善を図り識字率の向上と学力の向上に寄与するとともに、貧困地域の人達の生活支援ならびに子どもの栄養障害に係る問題の改善を図り、子どもの体力維持向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 学校等の教育施設ならびに生活支援施設建設事業
- (2) 学校教育に必要な教材等の支援ならびに就学と生活支援に係る事業
- (3) 栄養障害児救済事業
- (4) ボランティア派遣事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。ただし表決権を有しない。
- (3) その他会員 理事会が別に規則において定めた会員

(入会等)

第7条 この法人の目的に賛同し、この法人の正会員になろうとするものは理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし年会費を納入することによって正会員となる。

2 正会員の入会について特に条件は定めない。

(年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(搬出金品の不返還)

第12条 この法人に納入された会費及びその他の搬出金品はこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(任務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、この定款の定めおよび会議の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員任期は、就任した年度の翌年度の決算に関する通常総会の終結するときまでとする。ただし、役員任期は2年を越えないものとする。また、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議の種類別

(種別)

第20条 会議は総会および理事会とする。

(構成)

第21条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 総会は、正会員を以って構成する。

3 理事会は、理事を以って構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画および予算
 - (5) 事業報告および決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第37条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 事業計画および予算の変更
 - (3) 会費の額
 - (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第23条 会議は定款第15条4項4号による場合を除いて理事長が招集する。

- 2 理事長は、総会(通常、臨時)を招集するにあたっては、総会を構成する正会員に対し、総会の目的たる事項およびその内容、日時、場所を示した通知を、5日前までに文書をもって発信しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するにあたっては、理事会を構成する理事に対し、理事会の目的たる事項およびその内容、日時、場所を示した通知を、文書またはファックス、電子メールを以って、1週間前までに発信しなければならない。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めた場合

(2) 正会員のうち5分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があった場合

3 理事会は、必要なときに臨時開催する。

(議長)

第25条 会議の議長は、理事長、または理事長の指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員のうち、議決権を有するものの過半数の出席によって成立する。

2 理事会は、理事の過半数の出席によって成立する。

(議決等)

第27条 総会または理事会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員または理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 各正会員または理事の表決権は平等なるものとする。

3 総会または理事会において、第23条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することが出来る。

(書面表決等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面で以って表決し、または他の正会員もしくは理事を代理人として表決を委任することができる。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について文書、またはファックス、電子メールを以って表決し、または、他の理事を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前2項の規定により表決した正会員または理事は第26条第1項、第2項、第27条、第29条及び第38条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 第1項および前項の規定により表決を委任された代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

(議事録)

第29条 総会及び理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員および理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が署名捺印し、これを保存しなければならない。

第6章 事務局

(設置および職員の任免)

第30条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、職員若干名を置く。
- 3 職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。

(組織および運営)

第31条 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る資産のみとし、次の各号を以って構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 設立当初の資産
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第34条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業計画及び予算、事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第37条 予算を以って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする活動に関する事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第40条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、解散時の総会の議決を経て選定された類似の目的を持つ特定非営利活動法人または、公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表は、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合には、愛知県において発行する中日新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 SELAND JOHN JOSEPH

理事 上野 亘

理事 藤井 典夫

理事 藤井 忠子

理事 山田 孝子

理事 本田 あや

理事 伊藤 千佳

理事 平野 怜奈

理事 中野 拓馬

監事 山田 三朗

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第 16 条の規定にかかわらず、成立の日から 2011 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、成立の日から 2010 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員(個人) 年会費 5,000 円
 - (2) その他会員(団体) 年会費 30,000 円

附則

この定款は、平成 24 年 5 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(平成 25 年 2 月 20 日)から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(平成 29 年 7 月 21 日)から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(平成 30 年 8 月 28 日)から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(令和 年 月 日)から施行する。